

25 明治10年2月1日 菊池長閑

第二号二月一日

第十六号十二月廿日付昨三十一日夕方達タリ此節は櫛を用る由其造り方分らねとも馬ニ曳かしむるならハ随分面白造方なるヘシ寒氣ハ零度下るよし恐怖せり此元ハ当年ハ至而緩ヤかにて朝ニ手拭之氷る事至稀なり最早寒明ケ近ニ相成候此上ハ格別之寒氣あるましくと之評也然るや否英公子其地ニ被為入御同宿被遊候由御二方緩々御対顔御欲被遊候半と奉恐察候貴様も御相手候於我等も難有大慶致折角念願ニ致居候三人写果さるハ実ニ残念也実ハ額ニ拵居間ニ懸乍居拜願する之心懸ニ候猶折もあらハ何分頼入候段々考候処一昨年之三人立ハ兎角全身写故か貴様一人之写真ニ遥劣れり依てハ全身ニ不及御貌計にて宜候間何分貴様老人写之如く真ニ其処ニ在しか如くニ大く三人一枚ニ写候様可心懸候○旧冬地租六分ノ一御免区入費随而半高御免ニ而一統之悦なり我等にて五十円斗之違ニ候況ヤ大高持ニ於をや然し区入費ハ半高にてハ足間敷家税など始まりましくやと考居候さもなく此通ニ而参るものなれハ実ニ御仁恤なり若さうハあるまいと人々申候右ニ付諸省御改革之義ハ新聞ニ有之通那珂先生ハ百円之内式拾円減られたるよしなれとも其儘在職にて大慶也小太郎も何かへ出仕と承り候○宅命も明日此他出立横田末次郎召連同人

(注記)

ハ東京ニ寄留修業為致筈先五ヶ年を限り之約束ニ而遣し候悉皆
ハ宅命にて仕送候也○已後何欵注文ハ宅命まで引受呉候旨約束
致候間其事ニ心得可申尤此方エも何ニ注文いたしタと申義ハ報
知可致候月々五円つゝ宿元エ資送いたし積ニ候間代之義ハ右エ
為替可致候○松前福山よりも昨夜一報有之至極無事奉職ニ候○
亨エ之書状は宅命へ渡し候噂写真送候節之返事ニ可有之泉下之
客と相成候得は定而靈前エ備候半○およしも先落着居候間愈安
心可致候先は返事旁申入候也

二月一日

長閑

武夫殿

此度之御改革にて県ハ十一ヶ処ニ成ると之新聞故当県氣遣居候
処先其事ハなしと之事当近方にてハ宮城青森ハ廢し宮城ハ府ニ
成と之噂にて先安心せり

(注記)

「全身となれハ小サク成りて肉合等肉眼にハ見得ぬ物と被考候故ニ貌
計大くと申事也全身にても貌ハ貴様一人写位ならハ猶以之事なれ共
台紙大振と成送り方不都合なるへし其辺ハ見計可有之事」

(封筒裏)

「亜米利加国ポストン府

ホートウイン。ストリート

二十二番

菊池 武 夫 殿

(武夫注記) 緊用報平安

(封筒裏)

「大日本陸中国岩手県盛岡

外加賀野八十六番

菊池 長 閑

第二号

二月一日発

(武夫注記)

「答済」